３６協定電子申請入力奮闘記

鹿島　篤

昨年、３６協定の電子申請をしましたが、非常に手間取ってしまいました。

あくまでも私の体験ですので、手順通り行っていないことがあったと思います。

３６協定の電子申請では、まず愛知労働局のユーチューブを見られるとよいと思います。

私は、それを見ずに行いましたが、戸惑った半分程度は、これに説明されていましたので、大分スムーズに入力できると思います。

電子申請はいずれ主流になるかもしれませんので、今後の参考にしていただければ、幸いです。

私が行った手順としては、以下のとおりです。

多少恨み節もあるかもしれませんが、ご了承ください。

1. 本登録について

厚生労働省のホームページを開き、検索に電子申請を入力し、e-Govの利用準備のページを開きます。

その中の初心者ガイドにより、仮登録をします。

　メールアドレス入力をしますとメールに本登録案内メールが送信され、それにより、本登録ページアクセスします。

　本登録では、パスワード入力（8文字以上、指定の文字使用）し、登録ボタンを押すと　　本登録完了メール受信し、e-Govの登録が終了します。

　ホームページの説明がわかりづらく、実際説明内容を確認して、次の事柄に進むページがすぐに見つかりませんでした。また、パスワードも、大文字、小文字、数字、記号など複数の種類を入れなければならず、最初は、この種類が足らないことにより、パスワード不適正との意味がわからなかったことなどがありました。これだけでも、なんども説明を読み直したり、操作を繰り返したりしてしまい、既に30分を費やしました。

２，プラウザ設定の確認

　　これがまた大変でありました。

　　Chromeの画像で行いましたが、説明文の画像と違う画像しかなく、似ている言葉部分をクリックし、やっと入力画面にたどり着くものの、入力する文字が記号であり、半角か全角かがわからず、何度か入れなおしていたら、やっとボタンを押すことができ、設定が変更できました。（本当にこの設定が必要かは疑問ですが、説明では行うようにとのことでした。）

ここでも約30分かかりました。

一度止まると、同じところを何度も行ったり、来たり試行錯誤して、やっと不適正なところを見つけられる状況でした。

このような状況ですので、この時点で電子申請をあきらめることを何度も考えましたが、ここまで１時間もかかったので、これからまだまだ大変な状況となることは、想定しましたが、意地もあり、続けました。

３，アプリケーションのインストール

　説明文はすぐにわかりましたが、実際の入力画面が見つからず、見つけるまでに10分程度かかりました。

　画像に従い、パソコンにアプリのインストールが終了しました。

　ただし、その次の追加認証設定が難解でありました。

　自分のスマートホンに認証用のアプリをインストールするとのことで、そのアプリも公的なものでないようで、かつ、複数のアプリから適当に選ぶようでしたので、不安を感じました。

　どれがいいのかわかりませんので、複数のアプリのうち、一番上のアプリをいれましたが、スマホの反応がありません。それで、これをアンインストールし、別のGoogleとの文字がはいっているアプリをインストールしました。

　インストールした後、メールアドレスを入れると最初は反応しないので、何度か入れなおしていたら6文字の数字がでるようになりました。ただし、2度登録してしまったようで、6文字表示が二つ並んでしまいましたが、一つを消す方法がわからず、そのままとしました。

ここでまた30分程度かかりました。

いわゆるこれがワンタイムパスワードで、ヤフーなどは携帯番号にショートメールで４桁の番号が送付されますが、スマホに入れたこのアプリが、この６文字のワンタイムパスワードを表示するものです。この文字はすぐに変わってしまうので、すぐに入れないといけないことはわかりますが、変わってしまうと大丈夫なのか非常に不安を感じるものです。

4，e-Govのアプリケーションインストール

　アプリのインストール画面がまた、見つかりません。説明画面はPDFのところに誘導されますが、実際インストールするボタンがみつからず、やっと説明文を下にスクロールできることに気づき、スクロールしてやっとインストールのボタンを発見、やっとインストールできました。ここでも約20分かかりました。

５，３６協定様式表示

説明文に従い、申請書式を選ぶところまで進み、時間外協定の申請を選んで、入力書式を表示までは、なんとかできましたが、入力すべき欄の業種、住所、事業場名が入りません。

これについては最初に事業場情報を入力する画面で入れた情報ですので、入れる必要ないと解釈して、他の欄の限度時間数などいれても、エラーがでてしまう状況でした。

それで、この画面はあきらめて、様式を選ぶところからやり直し、何度か試しながら行っていたら、事業場等の欄も入れられるようになりました。

全ての欄を入れて、次のボタンを押しても反応しません。但し、同様な様式のページがありますので、それに入れても反応せず、試行錯誤していたら、余分な様式を削除できることに気が付き、1枚を残し削除したら、やっと、確認ボタンを押すことができました。

そうしたところ、10以上のエラーが出て、ようするに、使用できない文字があるとのことであり、住所の番地の数字を全角にしたりしてもエラー消えず、番地の横棒を「の」と平がなにしたら、エラーが消えました。住所欄には、使用できる文字の制限があるようです。

これで30分かかりました。

６，送信確認

　エラー表示を全部対応したら、送信できました。

ただ、実際受理されたかの確認をしたいのですが、それがどこに記載されているかわかりませんでした。表示を探して、いろいろ触っていたら、誤って画面を閉じてしまいました。

普通ですと、登録したメールアドレスに受領した旨のメールが送信されますが、それは来ません。

　再度ログインしますが、ログインには、スマホのアプリに表示される番号を入れる必要があります。

その番号を入れても反応しませんでしたが、何度かいれていたら、やっとログインでき、自分の画像の画面にたどりついて、受付表示に、処理中と記載されていましたので、当面は受付ができたと確認できました。これで20分費やしました。

送付した様式の内容の表示がありましたので、印刷を試みましたが、半分きれてしまい、全体の印刷はできませんでした。

とりあえず、送信できましたので、ここで当日作業を終了しました。

７、翌日に

ログイン、スマホの番号入力し、画像を広くと「処理済み」となっていたので、ここで届出ができたと安心しました。

８，再確認

1週間後に監督署に用事があり、電子の届出は非常にむずかしく時間もかかるなど話していたところ、受付受理印を押した画像が送られるとの話を聴きましたので、それを印刷することにしました。

印刷のため、ログインしたところ、アプリが変わったとのことで、再度インストールせよとの画像がでて、ログインできず、再度インストールを画面にしたがって行いインストールしたら、ログインできました。

受理印の画像が載っているページがあるものと思っていましたが、それは見つかりません。

ただ、番号が多数書かれたところをクリックすると、保存場所を指定する表示がでましたので、通常使用しているファルダーに入れようとしましたが、そのフォルダーがみつかりませんでしたので、デスクトップに保存しました。

デスクトップに保存されたものをクリックするとやっと画像がでてきました。

内容入力したときは、A4横の様式であったはずがA４縦になっていました。

送信したときも印刷できなかったので、いくらさわってもA4横にならず、そのまま印刷したところ、A4縦の表示で、下の部分に受理印を発見し、これですべての申請行為が終了しました。

この印刷だけでも30分程度かかりました。

１０一通りの感想

私のパソコンの能力は、文字を打ち込む程度で、エクセルでやっとSUM関数が使える程度です。

時間が少なくとも半日程度かかる気持ちであればやってみるとよいでしょう。

通常のメールに添付ファイルする程度で受理できるようになるか、通常の申込のようにホームページを開いて、そこに入力し、すぐに確認画面がでて、ボタン一つで送信となる程度ではありません。

自分のパソコンの能力からして、相当な時間と労力がかかることは想定していましたので、この入力に専念するために、電話などかかってこない終業時刻間際から始め、時間外で実施しました。

今回はもともとチャレンジとして実施しましたので、無駄になったとは思いませんが、少なくとも、行政の電子申請について、私のようにパソコンに精通していない者にとっては、非常に大変な作業でありました。

この電子システムを作成した者は、実際の実証を行っていないか、一度作成し、間に合わせ的に進めてしまったのではないかと思われるものでした。

説明のホームページにしても、開いたところでＰＤＦの説明に誘導できる表示はすぐにみつかるが、実際の入力ボタンは、下に相当スクロールしないと入力ボタンが見つからないこと、ほとんど使用しない書式をいくつも載せて、さらに、それを削除しないと送信できないこと、控えを印刷するにも、送信した内容の様式が表示されず、そのデータをいれた番号を自らのパソコンに保存して、それを開いてからでないと表示もされず、印刷もできないこと、この印刷が入力したときの表示がＡ４横であったのに、受理後で示された表示はＡ４縦になり、別の形式の様式となること、送信しても登録したメールアドレスに受理した旨のメール送信はされず、それを確認するには、ログインして、自らのページを開いて確認しなければならないこと、スマホにわざわざ専用のアプリをインストールさせたワンタイムパスワードを使用せねばならないこと、説明に載っているパソコン画面の図が自らのパソコン表示と相当違うこと、などいろいろな問題があると思いました。

初回については、業務簡素化など考えないほうがよいです。

次回からは、既に登録していることや上記の困難点の経験があるので、相当時間が短縮して、できるのではないかとは思います。

チョット操作したところ、３６協定の入力様式までは、すぐに表示するまではできました。

まだ、協定を結んでいませんので、送信はしていませんが、書式への限度時間などの入力がうまくいけば、すぐに送信できるかと期待しています。